

第2次岩国市文化芸術振興プラン（案）に対するパブリックコメントについて

令和5年2月1日から令和5年3月2日まで、ご意見（パブリックコメント）を募集した結果、次のとおり提出されました。

- ・提出者 1名
- ・提出件数 10件

提出された意見の要旨と、その意見に対する市の考え方をまとめましたので、次のとおり公表します。

該当項目	意見の内容	市の考え方
計画の名称	今回の計画は、2017年6月23日公布、施行の「文化芸術基本法」に基づき策定されるものですが、何故、計画案の名称が「岩国市文化芸術推進計画」ではなく、「岩国市文化芸術振興プラン」なのでしょう。それは、この計画の根拠となる条例が「岩国市文化芸術振興条例」だからでしょうか。	お見込みの通りです。
（1）国の動向（案4頁）	この項においては、以下の動向を追記すべきと考えます。 第193回通常国会において成立した「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」が2017年6月23日に公布、施行されたこと。この結果、2001年に国が初めて文化・芸術振興の基本理念と地方公共団体の責務を明文化した「文化芸術振興基本法」は、“振興”の2文字が消えて、「文化芸術基本法（以下、「法」という。）」と改められたこと。 第2条の基本理念に次の第8項と第10項が新設されたこと。 「8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない	御意見をもとに、「国の動向」に文化芸術基本法への改正趣旨を追記いたします。

	い。」 「10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。」 また、地方公共団体の責務として、今後国が定めることになった「文化芸術推進基本計画」を参酌して、地元の実情に即した「地方文化芸術推進基本計画」を策定すること（第七条の二）。その推進体制を整備するために、「文化芸術推進会議」などを設置すること（第三十七条）。	
（３）自治体等の動向（案５頁）	岩国市も、「創造都市ネットワーク日本」に参画していることを言及すべきではないですか。	御意見をもとに、岩国市の参加承認について追記いたします。
（１）錦帯橋の保存・継承・発展（案２３頁） （２）事業イメージ（案３３頁）	【事業イメージ】については、簡単な説明を求めます。このプランにおいて最も重要な事業である「◇架け替え技術の継承」、３３ページの「◆錦帯橋の架け替えを確実に実施していくための、架け替え技術の継承に向けた取組」については、まったく具体的なイメージができません。どのような事業をイメージされているのか簡単な説明をお願いします。	現在の具体的な取組としては、錦帯橋 1/5 模型を活用した組み立て体験及び指導による技能者の育成、技能者のために助成制度の普及・拡充による技能取得の環境整備、景観形成事業を用いた木造建築物への新築・改修への助成制度による技能の実施・習得機会の創出等になります。 今後も架け替え等に必要な技術の継承のため、技能者の育成環境の検討や広域的な視点での技能者確保に向けた連携等についても検討していきます。

(4)文化施設を拠点とした事業の創造支援 (案 28 頁)	私は、中国新聞 2023 年 1 月 7 日の出雲俊江広島女学院大教授の『『今を読む』市立図書館の役割』の以下の記述に賛同するところが大です。 「図書館は都市の創造に意志を持つ。中枢館の姿はその都市の未来構想の象徴でもある。(中略) 急速に変化する現代社会を生きるためには、学び続けることが全ての世代に必要である。学びは単なる知識や情報を得ることではなく、情報を共有しながら行う対話と協働による集合知として形成されるものとなった。これからの図書館には、協働の学びに必要な場と情報機会を提供し支援する機能が必要となる。 都市の未来を支える創造は、学びのために人々が集い、豊かな資料に触れるところに生まれる。」 それ故、文末に「中央図書館には、都市の未来を支える文化や産業等の創造センターとしての機能を持たせるため、ボランティアとして参画してくれる、まちづくりや文化、ビジネス等に関する経験豊かな専門家、コンセルジュの確保に努めます。」を加筆することを提言します。	いただいた御提言につきましては、貴重な御意見として賜り、今後の施策の参考にさせていただきます。
(4)【そだてる】子供たちをはじめとする担い手の育成(案 29 頁)	「また、次代を担う子供たちの豊かな感性や人間育むため、子供の頃から(後略)」の「子供の頃から」を、法第二条基本理念の第 8 項を踏まえ、「乳幼児の頃から」に変更してください。 幼児期に非認知能力を高める教育を受けると、成人後もその効果が続き、社会的な成功や健全な生活につながるという研究成果(ノーベル経済学賞受賞のジェームズ・ヘックマン)があります。	「子供の頃から」には、乳幼児を含めた表現として記載しておりますので、原案の通りとさせていただきます。 各事業においては、子供たちが優れた文化芸術に接する機会の創出や活動の支援に取り組んでまいります。

(2) 芸術家等の情報登録や連携(案 29, 35 頁)	【事業イメージ】に「◇本市ゆかりの芸術家等へ活動依頼」がありますが、できれば本市ゆかりの芸術家、例えば彫刻家の澄川喜一先生や漫画家の弘兼憲史さんらを招いた「レジデンス・イン・アーティスト」を定期的を開催することを提言します。 上記に関連して、「◆本市ゆかりの芸術家等や文化団体と連携・協力を図るための、アーティストバンクの整備」を「(前略) アーティストバンクの整備とその有効活用」とすることを提言します。	「アーティスト・イン・レジデンス」に関する御提言につきましては、貴重な御意見として賜り、今後の参考にさせていただきます。 また「(前略) アーティストバンクの整備とその有効活用」については、御提言を踏まえ、追記いたします。
(1) 文化芸術推進会議による進行管理(案 37 頁)	文化芸術推進会議等については、法「第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」とあります。岩国市文化芸術振興条例には、文化芸術推進会議の設置に関する規定がありませんので、条例で定める必要があると考えますが、いかがでしょうか。	本市では、「岩国市文化芸術推進会議開催要綱」を設けています。 これに基づき、文化芸術事業の運営その他文化芸術に関し識見を有する方等から貴重な御意見をいただいております。
文化政策の進め方	本プランの文化政策は、実に幅広い領域に及んでいます。例えば、【事業イメージ】にあります錦帯橋の「◇架け替え技術の継承」は、錦帯橋課の所管事項ですが、これは貴課と錦帯橋課の共管になるということでしょうか。	本プランにおいては、事業イメージに沿って各所管課が事業を実施し、その進行状況を文化スポーツ課が取りまとめております。 なお、錦帯橋の架け替え技術を未来に継承していくことは、極めて重要であり、今後も市として取り組んでまいります。
年次の表現	本プランでは、年次は和暦で表現されていますが、市民等に分かり易くするためには、和暦(西暦)、又は西暦(和暦)にしたいです。	いただいた御提言につきましては、市の会計年度と合わせて和暦で統一します。